

## 各務原市における成年後見制度に関する実態調査実施要項

### 1. 調査の目的

各務原市社会福祉協議会が法人後見を実施するにあたり事業実施準備委員会の基礎資料として、各務原市における成年後見制度の利用実態（成年後見制度の利用状況、申立ての状況等）、制度利用ニーズの現状、相談対応状況等を把握し、今後、成年後見分野で必要となる制度・施策を検討することを目的に実施する。

### 2. 調査の方法

#### (1) 調査票の構成

本調査では、①地域包括支援センター用、②居宅介護支援事業者用、③施設・関係機関用（①、②以外の事業者）の3種類を用いる。

#### (2) 調査対象

市内の高齢者と障がい者の相談機能をもつ機関と入所施設を対象とし全83事業所。ただし、障がい分野は対象者が少ないためサービス提供事業所も対象とする。

- ①高齢者分野
  - ア) 地域包括支援センター[7] ([ ]内は対象数)
  - イ) 居宅介護支援事業者[33]
  - ウ) 介護老人福祉施設[5]
  - エ) 介護老人保健施設[3]
  - オ) 認知症対応型共同生活介護施設[16]
  - カ) 地域密着型介護老人福祉施設（入所生活介護）[3] [小計 67]
- ②障がい分野
  - キ) 障がい者相談支援センター[1]
  - ク) 知的障がい者更生施設（旧法）[1]
  - ケ) 生活介護事業所（自立支援法）[2]
  - コ) 生活訓練事業所（自立支援法）[2]
  - サ) 就労継続支援事業所（自立支援法）[5]
  - シ) 地域活動支援センター（地域生活支援事業）[3] [重複除き小計 11]
- ③その他機関
  - ス) 市社会福祉課および高齢福祉課、各務原養護学校[3]
  - セ) 各務原病院および東海中央病院[2] [小計 5]

#### (3) 調査方法

郵送法により行う。

#### (4) 調査期間

平成26年2月1日（土）～平成26年2月28日（金）

#### (5) 集計結果

準備委員会の資料として取りまとめる。

集計結果は本会ウェブにて公開する。

#### (6) 実施主体

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会

## 各務原市における成年後見制度に関する実態調査

### 調査へのご協力をお願い

#### 【趣 旨】

寒風の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

新しい成年後見制度が施行され13年が経過し、各務原市内においても同制度を利用する方が増えており、今後益々需要が拡大するだろうと思われまます。また、成年後見制度を担う仕組みとして市民後見人や法人後見なども検討する時期に来ているのではないかと考えています。

そこで、これらの時代の要請や地域ニーズにこたえるために、各務原市社会福祉協議会では、法人後見制度を検討する委員会を設置し、各務原市における成年後見制度のあり方を協議する予定です。今回の調査は、各務原市内の成年後見制度の実態について、相談窓口の現場や利用者のニーズ等の現状把握を行い、将来に向けてどのような準備を進めることが必要なか参考にしたと考えています。

実態調査の対象者は、身近なところで関わっていただいている各務原市内の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の福祉・医療に関わる施設や機関の支援者の方とさせていただきます。調査票につきましては、①地域包括支援センター用、②居宅介護支援事業者用、③施設・関係機関用の3種類がございます。

ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理し、施設・機関が特定、公表されることはありません。

ご多忙の折、お手数をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

平成26年1月31日 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会

#### 【ご回答にあたって】

1. お手数ですが、貴施設・機関内でご利用者の現状、並びにご利用者の成年後見制度の利用状況をよく把握されている方がご回答ください。
2. ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒にて平成26年2月28日（金）までにポストへ投函してください。

#### 【お問い合わせ先】

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 総務課地域福祉係 担当：土屋・秋田

TEL：058-383-7610

FAX：058-382-3233

e-mail：shakyo@chive.ocn.ne.jp